

社会福祉法人善隣館福社会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人善隣館福社会(以下「本法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、本法人の評議員、理事及び監事(以下「役員等」という。)の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3)常勤役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5)報酬等は、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会(以下「会議等」という。)への出席に係る職務遂行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務遂行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 役員には定款第21条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 3 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。但し、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。但し、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席にかかる費用は支払わない。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもっても社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
2. 平成6年3月30日、第3条第3項・第4項の一部を改正し、会議出席役員の支給旅費(別表1)を制定。この改正規程は平成6年4月1日から適用する。
3. 平成20年3月19日、第3条第3項、第4項改正。平成20年4月1日から適用。
4. 平成29年5月29日、第1条、第2条、第3条、第4条改正。名称を「社会福祉法人善隣館福社会役員報酬及び費用弁償規程」から「社会福祉法人善隣館福社会役員等の報酬及び費用弁償規程」と改める。平成29年4月1日に遡及して適用。
5. この規程は平成30年 月 日(評議員会の議決日)から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第1 役員等の報酬の額(第4条第4項関係)

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席の都度：1人一律3,500円(税別)、但し、宮崎県社会福祉協議会が開催する評議員研修参加：1人一律12,000円(税別)
常勤役員	該当者なし(職員としての給与が支給される者を除く。)
非常勤役員	会議等への出席の都度：1人一律3,500円(税別)、但し、宮崎県社会福祉協議会が開催する理事研修参加：1人一律12,000円(税別)
監事	監査の都度：1人一律3,500円 会議等への出席の都度：1人一律3,500円(税別)、但し、宮崎県社会福祉協議会が開催する監事研修参加：1人一律12,000円(税別)

別表第2 費用(第7条第1項関係)

事項	費用弁償額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1人20円/km。(1km未満は四捨五入)
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費(研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額